

国際日本文化研究センター国際研究推進部会議規則

令和3(2021)年12月10日 所長裁定

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第13条の規定に基づく国際日本文化研究センター国際研究推進部会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 国際研究推進部長
- (2) 所長
- (3) 副所長
- (4) 研究調整主幹
- (5) 国際研究企画室研究教育職員
- (6) その他所長が必要と認める者

(任期)

第3条 前条第6項に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 会議は、国際研究推進部長が招集し、その議長となる。なお、国際研究推進部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が代行する。

(会議の事務)

第5条 会議の事務は、国際研究推進部研究協力課において行う。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。